

平成 23 年 4 月 7 日
社団法人デジタル放送推進協会

被災地での「地デジ難視対策衛星放送」の一時利用を開始

総務省及び社団法人デジタル放送推進協会（以下「D p a」という。）は、東日本大震災の被災地において地上テレビ放送が視聴できない場合に、「地デジ難視対策衛星放送」を一時的にご利用いただくこととしました。この申込受付を本日から開始します。

総務省及びD p aは、地上テレビ放送のデジタル化により難視聴となる地域に対し、暫定的に地上デジタル放送の番組を送り届ける「地デジ難視対策衛星放送」（平成 22 年 3 月からD p aが運用中。平成 22 年 1 月 29 日D p a報道資料参照）について、今回の震災を受け、被災された方々に当該放送を一時的にご利用いただくこととし、本日から受付を開始します。

一時利用の対象、申込手続き等は下記のとおりです。

なお、岩手県及び宮城県の一部避難所では既に利用中です。

記

1 対象世帯等

岩手県、宮城県及び福島県の3県並びにその周辺の被災地の方々に、今回の震災により地上テレビ放送が視聴できなくなった世帯（非世帯施設を含む）。

2 一時利用の内容（主なもの）

- ① 居住地等で視聴できる放送と同系列の東京地区の地上デジタル放送の番組を無料で視聴できます。
- ② 視聴可能な期間は約半年の間です（視聴期間終了時は自動的に視聴制限（スクランブル）がかかり、視聴できなくなります。）。なお、必要により延長は可能です。
- ③ B S デジタル放送の受信に必要なB S アンテナ、B S デジタル放送対応のテレビ又はチューナは自己負担です。

3 手続方法

所定の申込書類の提出によりますが、当面は電話による受付を行います。

4 申込先（電話連絡先）

D p a 【地デジ難視対策衛星放送受付センター】 0570-08-2200

上記番号でつながらない場合は 045-345-0522 でも受付可能

受付時間 平日 9 : 00 ~ 21 : 00、祝休日 9 : 00 ~ 18 : 00

5 受付開始日

平成 23 年 4 月 7 日（木）

6 その他

電波が弱い等により地上デジタル放送が受信できないと思われる地域の方は、電話による申込の際にご相談ください。デジサポで受信状況を確認し国がB S デジタル放送の受信設備整備を支援する場合があります。